

姫路市特別指定区域活性化応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市街化調整区域における人口減少及び少子高齢化等の地域の課題を解決し、地域コミュニティの維持及び地域の活性化を図ることを目的として交付する特別指定区域活性化応援補助金（以下「補助金」という。）に関し、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、姫路市特別指定区域指定等に関する条例（平成28年姫路市条例第9号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により認定された特別指定区域指定まちづくり協議会（以下「協議会」という。）とする。

(対象となる事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、条例第5条第1項の規定により認定された地区土地利用計画に定める地域の活性化に資する取組等として行う事業のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域の伝統・文化の伝承のために行う事業
- (2) 地域への移住及び定住を促進する情報を発信するために行う事業
- (3) 地域の魅力を高め、地域の活性化を図るために行う事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか地区土地利用計画に定める取組等を実施するために必要であると市長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、対象としない。

- (1) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- (2) 地域の秋祭りその他の定例行事
- (3) 協議会以外の団体が主催する事業
- (4) 国、県若しくは市又はそれらの外郭団体の財政的支援制度の対象となる事業
- (5) 政治、宗教又は営利を目的とする事業及び公序良俗に反する等補助対象として適切でないと認められる事業

(対象となる経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 講師、専門家等への報償及び謝礼。ただし、協議会の構成員に対するものを除く。
- (2) チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷製本費
- (3) 材料、消耗品等の購入費
- (4) 専門的な知識、技術等を要する業務を外部に委託する場合に要する費用
- (5) 事業を実施するための会場、機器等の借り上げ料
- (6) 事業の実施に係る傷害保険料及び賃借物品に係る賠償責任保険料
- (7) 前各号に掲げるもののほか、対象事業の実施に必要であると市長が認める経費

2 前項の規定にかかわらず、協議会の構成員同士のみの親睦及び交流に係る経費は、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、対象事業に要する対象経費の合計額の2分の1に相当する額とし、1年度当たり10万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする協議会は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める図書

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、補助金交付可否決定書（様式第2号）により当該申請をした協議会に通知する。

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、交付目的を達成する必要があると認められるときは、これに条件を付することができる。

(申請内容の変更)

第9条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた協議会（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書に記載した内容を変更し、又は中止しようとするときは、交付変更・中止申請書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該補助金の交付決定に係る事業が完了したときは、市長に補助事業実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる図書を添付して提出しなければならない。

- (1) 収支報告書（対象事業に要した経費の内訳が確認できる書類）
- (2) 対象経費に係る領収書の写し
- (3) 対象事業の実施により作成した書類又は対象事業の実施が確認できる写真
- (4) その他市長が必要と認める図書

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第12条 補助金の請求は、前条の規定による補助金の額の確定後に、補助金交付請求書（様式第6号）により行うものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付

取消通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定による取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、補助金返還命令書（様式第8号）により、これを返還させるものとする。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。